

にゅーす レター



NPO 消費者ネットおかやま 岡山市北区下石井1-1-3 日生第二ビル8階(県消団連気付) TEL086-221-4302 FAX086-221-4343

消費者を取巻く制度とこれからの活動

副理事長 児島隆朗

9月1日付で、ついに「消費者庁」が発足し、これに伴い一部の法律は消費者庁に移管されました。これまで生産者の立場から作られた制度・行政管轄を組替え、縦割り行政の弊害を無くし、消費者行政を統一的・一元的に推進する為の強い権限をもった組織ができました。もちろん今後の運用を見守る必要はありますが、これにより消費者の目線に立った行政が実現することを願うものであります。

更に、「特定商取引法」「割賦販売法」が改正され、平成21年12月から22年12月までの間に施行される事となっています。指定商品・役務制が廃止され、原則として全ての商品・役務に適用されるようになり、また、次々販売等の過量販売については1年間契約解除できることとなります。契約解除後は、それまで使用していた商品の対価の支払いが不要となり、割賦販売の場合には、クレジット業者に既払金の返還を求めることもできることとなります。

このように、消費者を取巻く法制度は次々と改善されていますが、それでも悪質業者が完全にいなくなるとは限りません。また、行政のみに頼ることもできません。

NPO消費者ネットおかやまは、それまでの任意団体から、平成20年6月7日の設立総会を経て同年11月6日正式に発足し、今後適格消費者団体となることを目指して活動しています。適格認定を受けた暁には、法の網を潜ろうとする悪質業者に契約条項の差止請求等を行なうことで、真に消費者を守る活動を行なうことができます。

現在は「消費者被害なんでも相談会」等を行なうことで被害情報の収集を行ない、関連情報を調査し、悪質と思われる業者に申入等を行ないながら適格認定を受ける為の準備活動を行なっています。只、適格認定を受けるには財政基盤も必要であり、NPO消費者ネットおかやまの活動に皆様のご理解とご支援をを賜りますようお願いする次第です。

お知らせです

HPを正式に公開しました!

<http://okayama-con.net> にアクセスしてください

サイトに関するご質問・ご要望はメールアドレス shounet@okayama.coop まで!

不当勧誘、賃貸等不当契約、多重債務、建築・設計問題など身近な消費者被害・トラブルの情報をお寄せ下さい。

報告です

全国の適格消費者団体連絡協議会が開催されました

8月29日、さいたま市で行なわれた会議には、全国の7つの適格消費者団体と適格消費者団体を目指す6つの団体から42名が参加し、消費者ネットおかやまより、水野副理事長、小田監事、安場事務局長が参加しました。

《この半年間の各団体からの活動状況報告》

消費者支援機構関西(KC's)

- ・ 要請、申入れ活動を主にすすめ、「差止請求」訴訟は2件行なわれている。
- ・ 活動中の検討グループは、12グループ
- ・ 活動中のグループメンバー 法律専門職46人、相談員17人、消費者団体関係者11人
- ・ 活動拠点 大阪9件、京都2件、奈良1件

(社)全国消費生活相談員協会

- ・ 消費者からの情報収集を消費生活相談員の目線で差止請求につなげていく方向
- ・ 消費者契約法の差止請求を中心に取り組んでいる。
- ・ 不当条項の使用停止の申入れ 2件

京都消費者契約ネットワーク

- ・ 約100名の会員。07年12月、適格団体認定
- ・ 差止請求事例は、マンション賃貸借契約における「敷引条項」使用、結婚式場の解約金条項問題など4件

ひょうご消費者ネット

- ・ シポゾルム「ほんまかいな?その広告・表示」を開催
- ・ 差止請求訴訟の提起 1件
- ・ 申入れ書の提出 1件

埼玉消費者被害をなくす会

- ・ 09年3月5日、適格団体消費者団体認定
- ・ 正会員 個人112人、団体17 賛助会員個人12、団体8
- ・ 検討委員会(弁護士10名、司法書士3名、相談員7名)
- ・ 事業者への問い合わせ・申入れ等
賃貸住宅の契約書の条項、携帯電話の改善要望
- ・ 景表法、特商法の学習会の開催
- ・ テレビショッピングの画面表示調査など

消費者機構日本

- ・ 消費者契約法の差止請求関係業務
消費者への情報提供案件 4件。申入れ実施後、協議継続中の案件 7件
- ・ 特定商取引法を根拠とした約款、勧誘行為等の是正の取り組み。
行政への申し出を実施した案件 申入れ実施後、協議継続中の案件 1件
- ・ 損害賠償制度研究会

《新しく適格消費者団体を目指す2団体が参加》

「仙台・みやぎ消費者支援ネット」

「(仮)福岡消費者ネット」

《意見交換ほか、確認されたこと》

- ① 今回の協議議題は、前回につづき、「金銭請求団体訴権」が取り上げられ、意見交換が行われた。
- ② 消費者庁の開設に伴い、内閣府より担当官の異動・新任の紹介がされた。
- ③ 次回は、「消費者機構日本」が幹事団体で東京を会場に、2月27日(土)開催が確認された。



お願いです

2009年8月28日

各位

NPO法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正

会員加入および会費納入のお願い

平素より、NPO法人消費者ネットおかやまに対しまして、格別のご指導ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

当ネットは昨年11月法人登録を完了しました。これもひとえに会員をはじめ多くの関係者各位のご協力ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、09年度当ネットでは、会員加入の取り組みをすすめているところですが、09年度の会費未納の方にも、納入のお願いをさせていただいています。

つきましては、昨今の厳しい経済環境の中で、恐縮ではございますが、県内消費者の権利の確立と被害の拡大・未然防止に向けて活動しているNPO法人消費者ネットおかやまの組織強化のため、今年度もひきつづき会費（1口3,000円）を納入していただきたくお願い申し上げます。ご協力をお願いします。

記

- ・振込み先・・・郵便振替
「消費者ネットおかやま」
口座番号 01380-3-85918
- ・お問い合わせ先
消費者ネットおかやま事務局(岡山県消団連 気付)
Tel086-221-4302 Fax086-221-4343

☆会費納入状況について☆ (2009年9月10日現在)

★個人会員 1口3千円 合計53人★

<内訳>	所属・職種	人数
	・弁護士	27
	・司法書士	12
	・生協・消費者団体	8
	・消生アドバイザー・学識者・建築士	6

★団体会員 1口1万円 合計11団体 65口★

◇新規会員も大募集しております◇

お知らせです

**第8回消費者被害相談会を11月28日に
開催することになりました！**

どなたでも無料です！

とき 11月28日(土) 10時～15時

ところ きらめきプラザ (岡山市北区南方二丁目13-1 旧国立病院)

**会場にお越し下さい・・・きらめきプラザ5階
県消費生活センター研修室**

お電話下さい・・・(086)－801－9250(当日限り)

- ・事前予約の必要なし
- ・相談の時間制限なし
- ・会館駐車場あり
- ・秘密厳守
- ・相談会当日は電話でも受け



第7回相談会の様子↑



※JR岡山駅から徒歩15分程度

当日は当ネット会員である弁護士、司法書士、建築士等がご相談に応じます。

会員のみなさまのご協力をお願いします

お問合せ先：NPO 消費者ネットおかやま事務局 (岡山県消費者団体連絡協議会気付)

TEL (086)－221－4302 Fax (086)－221－4343